SUSTAINABLE FINANCE FRAMEWORK

サステナブルファイナンス・フレームワーク

2024 年 12 月

三菱HCキャピタルグループ

内容

1.はじめに....2
1.1 サステナビリティの基本方針 3
1.1.1 経営の基本方針.... 3
1.1.2 当社グループのマテリアリティ 4
1.1.3 マテリアリティと経営理念・経営ビジョンの関係性 6
1.2 サステナビリティ推進体制 6
1.3 環境 7
1.3.1 環境方針 7
1.3.2 環境マネジメントシステム 8
1.4 外部イニシアチブへの参加 8
1.4.1TCFD 提言に基づく情報開示.... 8
1.4.2GX リーグへの参画.... 9
2.資金使途を特定する場合：グリーンボンド原則等に基づく開示事項....10
2.1 調達資金の使途 10
2.1.1 適格クライテリア.... 10
2.1.1.1 グリーンプロジェクト.... 10
2.1.1.2 ソーシャルプロジェクト 12
2.1.2 除外クライテリア.... 12
2.2 プロジェクトの評価と選定のプロセス 12
2.3 調達資金の管理 13
2.4 レポーティング 13
2.4.1 資金充当状況レポーティング 13
2.4.2 インパクト・レポーティング 14
3.資金使途を特定しない場合：サステナビリティ・リンク・ボンド原則等に基づく開示事項 15
3.1KPI の選定.... 15
3.2SPT の設定.... 16
3.3 債券・ローンの特性.... 16
3.4 レポーティング 17
3.5 検証 17

（注）本文中の体制図、組織名などについては 2024 年 12 月 20 日時点の情報です。

1.はじめに

三菱HCキャピタル株式会社（以下、当社または三菱HCキャピタル）は、2021 年 4 月、三菱 UFJ リースと日立キャピタルの統合により、誕生しました。

当社は、長期的な視点でめざすありたい姿「経営理念」の実現に向けて、「10 年後のありたい姿」を「未踏の未来へ、ともに挑むイノベーター」と定めました。グローバルな産業構造の変化、デジタル化の加速、サステナビリティの重要性の高まりなど、社会や事業環境の変化を先取りし、お客さま、パートナーとともに、SX や DX などの取り組みを通じた当社にしかできない社会的課題の解決に挑戦しています。

三菱HCキャピタルグループ（以下、当社グループ）は、上記の取り組みを加速させるため、サステナブルファイナンス・フレームワーク（以下、本フレームワーク）を策定しました。本フレームワークでは、以下の各種原則・ガイドラインにおける主要な要素（資金使途を特定する場合は調達資金の使途／プロジェクトの評価と選定のプロセス／調達資金の管理／レポーティング、資金使途を特定しない場合は KPI の選定／SPT の設定／債券・ローンの特性／レポーティング／検証）への対応を示しています。

・ICMA[1]グリーンボンド原則 2021
・ICMA ソーシャルボンド原則 2023
・ICMA サステナビリティボンド・ガイドライン 2021
・ICMA サステナビリティ・リンク・ボンド原則 2024
・環境省グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版
・環境省グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版
・金融庁ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版
・LMA[2]、APLMA[3]、LSTA[4]によるグリーンローン原則 2023
・LMA、APLMA、LSTA ソーシャルローン原則 2023
・LMA、APLMA、LSTA サステナビリティ・リンク・ローン原則 2023

本フレームワークに基づいて調達ができるファイナンスは以下の通りです。
・グリーン／ソーシャル／サステナビリティファイナンス（グリーンボンド、グリーンローン、ソーシャルボンド、ソーシャルローン、サステナビリティボンド、サステナビリティローン）
・サステナビリティ・リンク・ファイナンス（サステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティ・リンク・ローン）

[1] 国際資本市場協会（International Capital Market Association : ICMA）
[2] ローン・マーケット・アソシエーション（Loan Market Association : LMA）
[3] アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（Asia Pacific Loan Market Association : APLMA）
[4] ローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション（Loan Syndications and Trading Association : LSTA）

なお、本フレームワークは、独立した外部機関である DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社から、上記原則およびガイドライン等との適合性に関する第三者意見（セカンド・パーティ・オピニオン）を取得しています。

当社は、地球環境の保護、人権の尊重や多様性への対応など、サステナビリティへの取り組みは企業が担うべき重要な社会的責任となっており、今後、企業が存続していくためには、環境・社会・経済の視点で、課題解決に向けた事業活動に取り組み、ステークホルダーからの信頼を獲得しつつ、長期的な成長をめざすことが必要になると考えています。グリーン／ソーシャル／サステナビリティ／サステナビリティ・リンク・ファイナンスの実行は、当社が社会的課題の解決やサステナビリティへの取り組みを推進するための資金調達に位置づけており、ステークホルダーの皆さまに対して、あらためて当社の取り組みを発信する契機になるものと考えています。

1.1 サステナビリティの基本方針

当社は、2021 年 4 月 1 日の経営統合をもって、グローバルに多くのステークホルダーとのつながりを構築しており、社会的課題の解決に貢献できる、大きなポテンシャルを有しているものと自任しています。そのうえで、お客さまやパートナー企業とともに社会価値を創出することで、持続可能で豊かな未来に貢献していくことを当社のありたい姿として「経営理念」に掲げ、その実現に向けて取り組んでいく姿勢を「経営ビジョン」として定めています。この経営理念、経営ビジョン、さらには、2021 年 12 月に特定したマテリアリティを一体とした姿勢こそが、当社グループの「サステナビリティの基本方針」となります。

1.1.1 経営の基本方針

＜経営理念＞～長期的な視点でめざすありたい姿～

わたしたちは、アセットの潜在力を最大限に引き出し社会価値を創出することで、持続可能で豊かな未来に貢献します。

＜経営ビジョン＞～ありたい姿を実現するためにめざすべきもの～

- 地球環境に配慮し、独自性と進取性のある事業を展開することで、社会的課題を解決します。
- 世界各地の多様なステークホルダーとの価値共創を通じて、持続可能な成長をめざします。
- デジタル技術とデータの活用によりビジネスモデルを進化させ、企業価値の向上を図ります。
- 社員一人ひとりが働きがいと誇りを持ち、自由闊達で魅力ある企業文化を醸成します。
- 法令等を遵守し、健全な企業経営を実践することで、社会で信頼される企業をめざします。

＜行動指針＞～社員一人ひとりが“持つべき価値観・心構え”“取るべき行動”～

- チャレンジ　　未来志向で、責任を持って挑戦する。
- デジタル　　デジタルリテラシーを高め、変革を創り出す。
- コミュニケーション　対話を通じて相互理解を深め、社内外のステークホルダーと信頼関係を築く。
- ダイバーシティ　　多様性を受容し、相互に尊重する。
- サステナビリティ　人・社会・地球と共生し、持続可能な世界を実現する。
- インテグリティ　　高い倫理観を持ち、絶えず基本に立ち返る。

1.1.2 当社グループのマテリアリティ

当社は、当社グループが持続的に成長するうえで優先的に取り組むべきテーマとして、6 つのマテリアリティ（重要課題）を特定しました。

近年における温暖化による気候変動、人口増加、都市化、資源不足といった地球規模のメガトレンドを背景に、私たちの生活や社会環境はグローバルに大きく変化しており、企業には、脱炭素社会の推進や循環型経済の構築など、多くの課題解決に向けた取り組みが求められています。

当社グループにおいては、今回特定したマテリアリティの重要性を認識したうえで、課題解決に向けた実効性のある経営、事業活動に取り組んでいきます。

＜マテリアリティ特定のプロセス＞

当社は、サステナビリティ経営の最初のステップとして、以下のプロセスでマテリアリティを特定しました。

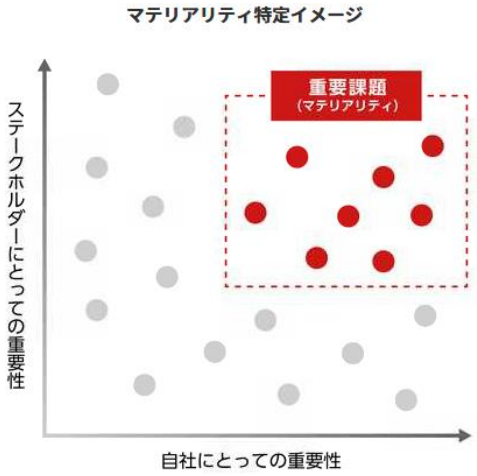

1. 自社視点での「重要な ESG 課題」の検討
   ISO 26000、SDGs（Sustainable Development Goals）のほか、関連する国際ガイドラインや原則などに基づき、ESG 課題の網羅的なリストアップを実施。
   その後、社員を対象としたアンケートと社内インタビューを行い、当社の事業に関わる機会とリスクの両面からみた重要度を踏まえて、候補を抽出。
2. 外部ステークホルダー視点での「重要な ESG 課題」の検討
   主要顧客・株主などの外部ステークホルダーへのインタビューで得た知見や意見から、当社グループへの期待や要請を確認し、候補の絞り込みを実施。
3. マネジメントによる討議・審議
   経営理念、経営ビジョン、SDGs との関係性を整理し、各事業との関連性などを踏まえ、サステナビリティ委員会、経営会議、取締役会における議論を経て特定。

＜当社グループのマテリアリティ＞

マテリアリティ	重要性が高いと考える背景	SDGs との関係
①脱炭素社会の推進	脱炭素社会の実現に向けた取り組みは、喫緊の課題として、世界的に認知されており、再生可能エネルギー投資、EV 化の促進などの成長・有力分野における当社グループの貢献の余地は大きい。この社会的課題の解決に逆行する取り組みの峻別などは、事業面における影響も大きく、重要性が高い。	
②サーキュラーエコノミーの実現	自社ならびに社会における廃棄を減らすこと、アセットの新たな価値を最大限に活用し、循環型社会に貢献することは、リース業界のリーディングカンパニーとして、その重要性が高い。 パートナーとの連携を強化することで、持続可能で豊かな社会の実現に貢献できる。	
③強靭な社会インフラの構築	修繕期や再構築期を迎えている国内インフラの整備や、さまざまなパートナーと協業する海外のインフラ支援の積極的な展開、スマートシティの構築は、多くの機会を有する領域。 企業間の連携を支援する仕組みの構築、サービスの提供により、その事業の多様化や高度化、効率化に貢献できる。	
④健康で豊かな生活の実現	当社を取り巻く、多くのステークホルダーの健康および安全・安心・文化的な生活の保全に関わるサービスの創出と提供は、豊かな未来の実現に向けて、その重要性が高い。 企業活動における価値と信頼の源泉は人材であり、社員のモチベーション向上、優秀な人材の獲得なども、その意義は大きい。	
⑤最新技術を駆使した事業の創出	お客さまの DX 推進におけるファイナンスニーズを捉え、自社のテクノロジーやデジタル技術の利活用により、その解決を図ることは、新たな事業モデルの開発を促進するもの。 代替エネルギーの利活用に伴うサプライチェーンの構築も含めて、多様性と新規性を兼ね備えた事業創出の機会として重要性が高い。	
⑥世界各地との共生	国や地域により、抱えている社会的課題は異なることから、地域密着で独自のニーズを捉え、各国・地域のパートナーとの協業などをもって、その解決を図ることの意義は大きい。 当社グループの総合力を発揮することで、ともに成長する社会を実現できる。	

1.1.3 マテリアリティと経営理念・経営ビジョンの関係性

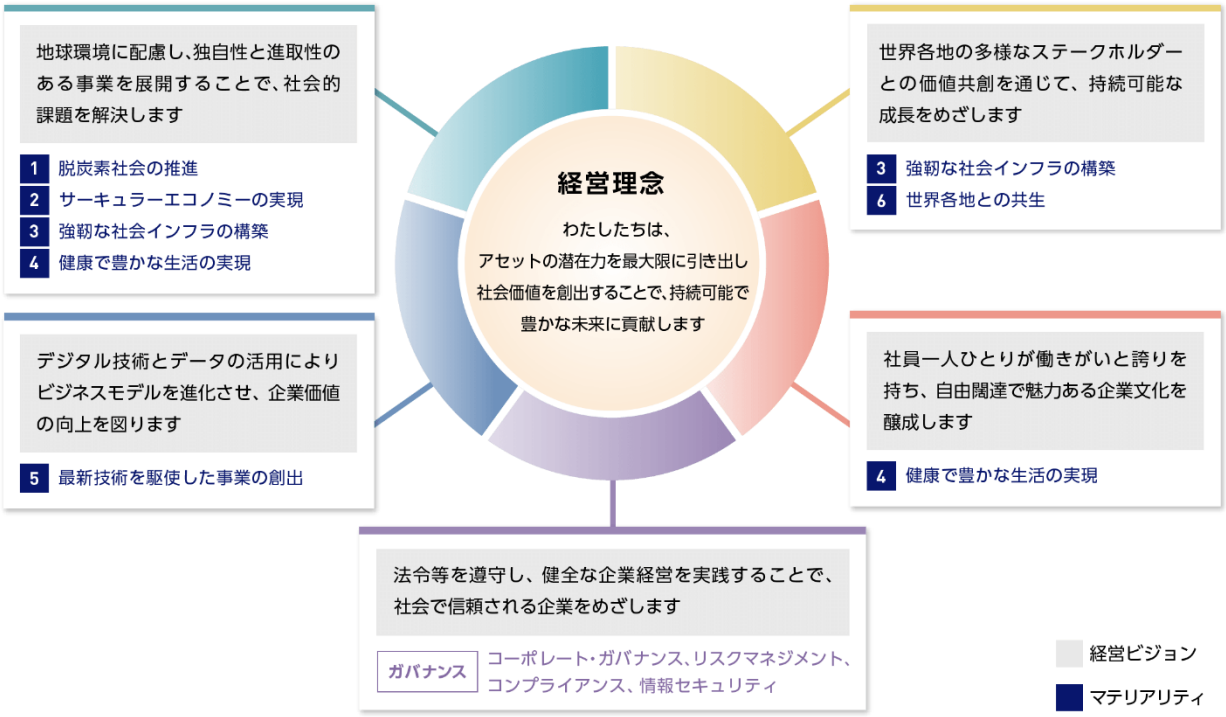

1.2 サステナビリティ推進体制

当社は、地球環境の保護、人権の尊重や多様性への対応など、サステナビリティへの取り組みは企業が担うべき重要な社会的責任となっており、今後、企業が存続していくためには、環境・社会・経済の視点で、課題解決に向けた事業活動に取り組み、ステークホルダーからの信頼を獲得しつつ、長期的な成長をめざすことが必要になると考えています。

こうした基本認識のもと、持続可能で豊かな未来社会の実現に貢献する存在となるべく、「サステナビリティ委員会」を設置しています。サステナビリティ委員会は、経営会議の諮問委員会の一つに位置付けられており、経営戦略と一体となったサステナビリティの主導、推進を目的としています。委員会は、経営企画本部長を委員長とし、社長執行役員のほか、事業部門およびコーポレートセンターを担当する執行役員を委員として構成されています。非財務分野の活動進捗や目標達成状況の確認、新規活動の審議、非財務指標の討議などを幅広く行い、その結果は経営会議ならびに取締役会にて報告されます。

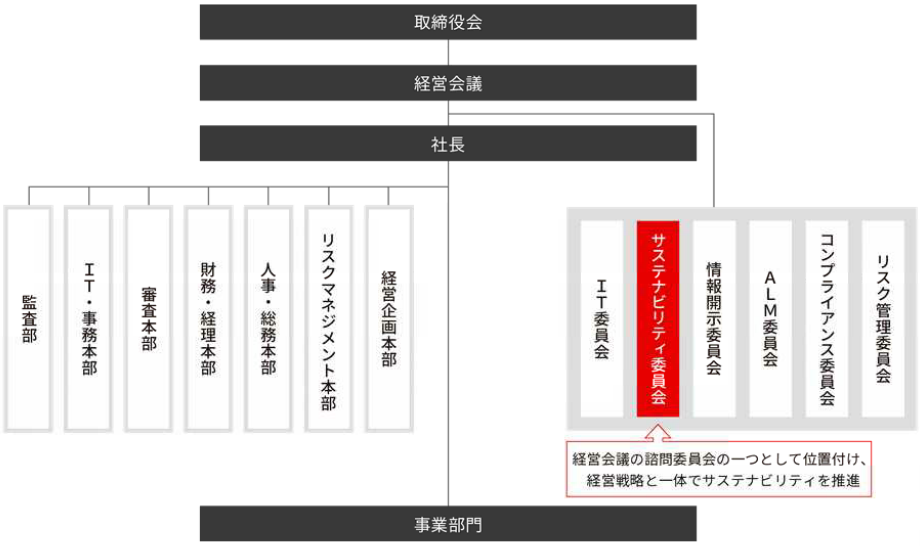

1.3 環境

1.3.1 環境方針

＜基本理念＞

三菱HCキャピタルは、地球環境の保全と持続的な発展が可能な社会づくりに貢献するため、環境・社会と調和した事業活動を行います。

＜環境行動指針＞

1. 私たちは、環境に関わる課題の解決に向けて、革新的なソリューションを社会に提供し、ステークホルダーとの協創を推進します。また、人々や地球環境に対する責任ある企業活動として、関連する法令・規制を順守します。
2. 私たちは、環境負荷の軽減、社会の発展に寄与するサービス・ソリューションの開発に努めるとともに、その環境・社会にあたえる効果・影響を正しく認識し、環境に配慮した製品・サービスの利活用に努めます。
3. 私たちは、脱炭素社会、高度循環社会、生物多様性の保全に貢献する自然共生社会をめざすため、バリューチェーンを通じた CO_2 排出量の低減、水・資源・エネルギーの利用効率向上、自然資本へのインパクトの最小化に努めます。
4. 私たちは、事業を展開する国内外の地域社会との信頼関係を築くため、社会とともに課題解決に取り組み、地球環境の保全と持続的な発展が可能な社会づくりを両立します。私たちは、事業活動において、万一、問題が生じた場合には、適時・適切に公表し、再発防止のための対策を速やかに講じます。
5. 私たちは、よき企業市民として、環境・社会問題に対する意識の向上を図るとともに、環境保全活動や地域・社会貢献活動を推進します。

1.3.2 環境マネジメントシステム

＜基本的な考え方＞

当社は、グループ全体におけるサステナビリティに配慮した経営を推進するため、経営会議の諮問委員会の一つとして「サステナビリティ委員会」を設置しています。気候変動をはじめとする環境課題を経営上の最も重要な課題の一つに位置づけ、環境計画の立案、推進に取り組んでいます。

＜ISO14001 の自己適合宣言＞

環境目標の確実な実行と継続的な改善を図るため、当社は、国際標準規格 ISO14001 の規格要求事項に基づいた環境マネジメントシステム（以下、EMS）を導入、2001 年以降、外部の認証登録機関による第三者認証を更新しつつ、これらを通じて、環境パフォーマンスの継続的な改善を行ってきました。

今般、昨今の地球や社会の環境変化を的確に捉え、それらを踏まえた中長期の経営戦略のタイムリーな策定、推進を図るべく、2023 年 12 月より、自己適合宣言[5]による運用に移行することとしました。

なお、MHC環境ソリューションズ株式会社（旧MHCリユースサービス株式会社）、英国の Mitsubishi HC Capital UK PLC（旧 Hitachi Capital （UK） PLC）については、個別に「ISO14001：2015」の認証登録機関による第三者認証を取得しています。

1.4 外部イニシアチブへの参加

1.4.1TCFD 提言に基づく情報開示

当社グループは、持続可能で豊かな未来社会の実現に向けて、世界各地のお客さま、パートナー企業とともに、社会的課題の解決に取り組んでいます。気候変動については、地球環境や人々の生活、企業活動に重大な影響を及ぼす深刻な社会的課題と捉えており、環境に関わるマテリアリティとして「脱炭素社会の推進」「サーキュラーエコノミーの実現」を掲げています。

また、2021 年 10 月に「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明し、当社グループにおける温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みの強化を進めています。また、事業活動を通じてお客さまの脱炭素化に貢献することで、脱炭素社会の実現に取り組んでいます。

＜指標および目標＞

脱炭素社会の実現に向けた取り組みは喫緊の課題との認識から、当社グループの温室効果ガス削減目標をパリ協定に準じて設定し、脱炭素社会への移行を「機会」と捉え積極的に推進していきます。

a.当社グループの温室効果ガス排出量削減目標

	短期（毎年）	中期（～2030 年度）	長期（～2050 年度）
GHG 排出量 （Scope1,2）	―	2019 年度比△55%	ネットゼロ
エネルギー使用量 （国内）	前年度比△1%	―	―

[5] ISO14001 規格書に明記されているもので、ISO 認証を外部の認証登録機関によらず、自組織で自らの責任において ISO の国際規格に適合していることを評価、宣言するもの。

b.今後の取り組み

当社グループにおいて温室効果ガス多排出取引と考えられる建物リース取引、航空機リース取引（Scope3 のカテゴリー13（リース資産（下流））、不動産取引（Scope3 のカテゴリー15（投資））の一部の取引について温室効果ガスの排出量の算定を行い、第三者保証を取得しています。

今後、温室効果ガス多排出セクターに対する取り組み方針および移行計画の策定などを通じて、サプライチェーンを含めたグループ全体の温室効果ガス排出量削減を推進していきます。

1.4.2GX リーグへの参画

2023 年 5 月、当社は、カーボンニュートラルに向けた経済社会システムの変革をめざす経済産業省の「GX リーグ」に参画いたしました。

当社は、今般の GXリーグへの参画により、カーボンニュートラルに向けた多様なビジネス機会の創出・共有を目的とする議論に参加することで、将来のエコシステムの構築に積極的に関わってまいります。そのうえで、脱炭素に資するソリューションの提供をもってその推進をリードするとともに、2050 年のカーボンニュートラルの実現と社会変革を見据えた GX に取り組むことで、持続可能で豊かな未来に貢献してまいります。

2.資金使途を特定する場合:グリーンボンド原則等に基づく開示事項

2.1 調達資金の使途

本フレームワークに基づき実行されたグリーン／ソーシャル／サステナビリティファイナンスによる手取り金または手取り金相当額は、以下の適格クライテリアを満たすプロジェクト（適格プロジェクト）に対する既存および／または新規の支出に充当します（特定目的会社向け投融資を含む）。

既存プロジェクトへの支出の場合は、該当するグリーン／ソーシャル／サステナビリティファイナンス実行日から遡って 36 カ月以内に実施した支出に限ります。

なお、返済等で資金回収となった場合、当該資金は別の適格プロジェクトに充当します。

2.1.1 適格クライテリア

2.1.1.1 グリーンプロジェクト

グリーンボンド／ローン原則 適格カテゴリー および環境目的	対象プロジェクト
再生可能エネルギー （環境目的:気候変動の緩和）	◆ 太陽光発電設備、風力発電設備、再生可能エネルギー拡大に資する蓄電池の取得、リース・割賦契約対象資産としての取得および開発、建設（修繕・改修）、取得、運用資金の新規貸付・出資またはリファイナンス ・ 当該設備の建設および設置にともなって適用される環境アセスメントや森林法など関連法令を遵守していることについて確認が出来るプロジェクトに限る ※上記事業に従事する子会社宛て貸付金を含みます。
グリーンビルディング （環境目的:気候変動の緩和）	◆ 以下のいずれかのグリーンビルディング認証を取得済み、または、今後、取得予定の物件（オフィスビル、商業施設、ホテル、倉庫、レジデンス）のリース・割賦契約対象資産としての取得および開発（修繕・改修）、取得資金の新規貸付・出資またはリファイナンス ・ CASBEE（地方自治体による CASBEE 含む）A ランク以上 ・ DBJ Green Building 認証における 4 つ星、5 つ星 ・ BELS 認証（平成 28 年度基準）における 5 つ星 ・ BELS 認証（令和 6 年度基準）における以下のレベル ➢ 非住宅:レベル 5、レベル 6 ➢ 再生可能エネルギー設備がある住宅:レベル 5、レベル 6 ➢ 再生可能エネルギー設備がない住宅:レベル 4 ・ LEED 認証における Gold ランク、Platinum ランク ・ ZEB、Nearly ZEB、ZEH-M、Nearly ZEH-M

グリーンビルディング （環境目的：気候変動の緩和）	・ 各国・地域で運用されるグリーンビルディング認証における上位 2 ランク ※特定目的会社向け投融資の場合、投融資対象はグリーンビルディング事業専業または資産の 90%以上をグリーンビルディング関連で占めている特定目的会社に限ります。 ※冷凍・冷蔵設備を伴う施設は、自然触媒の利用等環境面を考慮したものに限ります。 ※上記事業に従事する子会社宛て貸付金を含みます。
エネルギー効率 （環境目的：気候変動の緩和）	◆ 以下のいずれかの項目を満たす LED、空調、高効率工作機械等の CO_2 排出削減効果が期待出来る設備のリース・割賦契約対象資産としての取得および取得資金の新規貸付・出資またはリファイナンス ・ 設備一式の導入により、エネルギー源が電力のみの場合は契約全体で 20%以上、エネルギー源に電力以外が含まれる場合は契約全体で 30%以上のエネルギー効率の改善が見込まれること（エネルギー効率については、更新の場合は更新前後での比較、新設の場合は同じ設備におけるワンサイクル前の性能と比較して算出） ・ 国際的なグリーン基準を満たす設備、国や産業等でトップパフォーマンス製品として認められている設備等、経済的に利用可能な最善の技術であると確認できる設備の導入により、明確なエネルギー効率の改善が見込まれること ※上記事業に従事する子会社宛て貸付金を含みます。
クリーン輸送 （環境目的：気候変動の緩和）	◆ EV、PHV、FCV および充電インフラの取得、リース・割賦契約対象資産としての取得および取得、運用資金の新規貸付・出資またはリファイナンス ※上記事業に従事する子会社宛て貸付金を含みます。

＜当社グループのマテリアリティとの対応＞

脱炭素社会の推進

＜SDGs との対応＞

7.エネルギーをみんなに そしてクリーンに

13.気候変動に具体的な対策を

2.1.1.2 ソーシャルプロジェクト

ソーシャルボンド／ローン原則 適格カテゴリーおよび 対象となる人々	対象プロジェクト
必要不可欠なサービスへのアクセス （対象となる人々：介護・医療サービス提供者、患者（一般大衆））	◆ 介護・診療等報酬債権ファクタリング（介護事業者の「介護報酬債権」、病院やクリニックの「診療報酬債権」の早期資金化サービス） ※当該ファクタリングサービスの対象は保険内診療が売上げの90%以上を占める介護事業者・医療機関に限ります。 ◆ 以下いずれかの条件に当てはまる医療機器のリース・割賦契約対象資産としての取得および開発、取得資金の新規貸付・出資またはリファイナンス ・ 公的病院、もしくは社会医療法人および社会福祉法人が運営する病院・クリニックへの導入が確認できること ・ 対象となる医療機器によって提供される医療が低所得者層にもアクセス可能である旨を確認できること ※上記事業に従事する子会社宛て貸付金を含みます。

＜当社グループのマテリアリティとの対応＞

健康で豊かな生活の実現

＜SDGs との対応＞

3.すべての人に健康と福祉を

5.ジェンダー平等を実現しよう

8.働きがいも経済成長も

2.1.2 除外クライテリア

本フレームワークに基づき実行されたグリーン／ソーシャル／サステナビリティファイナンスによる調達資金は下記に関連するプロジェクトには充当しません。

- 所在国の関連法令を遵守しない不当な取引
- 贈収賄、腐敗、恐喝、横領等の不適切な関係
- 人権、環境等社会問題を引き起こす原因となり得る取引
- 化石燃料、武器、タバコに係る事業を主業とする事業者を使用先とする不動産開発

2.2 プロジェクトの評価と選定のプロセス

プロジェクトの実施は担当部門による財務的評価等を実施のうえ、プロジェクトの金額等に応じて部店長から取締役会までの承認者が決定しています。適格プロジェクトの選定、および当該プロジェクトへの最終的な資金充当に関する決定は当社または当社グループ会社の財務部門が行います。なお、当社グループは、コンプライアンス活動の一環として、全役員・社員が環境関連を含めたすべての法規制を順守するよう徹底し、定期的なコンプライアンスチェックを実施しています。

2.3 調達資金の管理

グリーン／ソーシャル／サステナビリティファイナンス実行に係る手取り金または手取り金相当額について、当社または当社グループ会社の財務部門が内部管理ファイル等を用いて管理します。グリーン／ソーシャル／サステナビリティファイナンス実行による調達資金の残高が存在する限り、実行に係る手取り金または手取り金相当額が適格プロジェクトの合計を超過しないよう、年に一度確認します。

また、グリーン／ソーシャル／サステナビリティファイナンス実行に係る手取り金の全額または手取り金相当額の全額がただちに適格プロジェクトに充当されない場合、または返済などにより未充当金が発生する場合、未充当資金額を特定のうえ、適格プロジェクトに充当されるまでの間、その同額を現金または現金同等物にて管理します。

2.4 レポーティング

当社または当社グループ会社は、資金充当状況および環境・社会改善効果を年次で、当社または当社グループ会社のウェブサイトにて報告します（ローンの場合は貸し手に対して報告）。なお、最初のレポーティングについては、グリーン／ソーシャル／サステナビリティファイナンス実行から 1 年以内に実施予定です。

2.4.1 資金充当状況レポーティング

当社または当社グループ会社は、グリーン／ソーシャル／サステナビリティファイナンス実行による調達資金の残高が存在する限り、調達残高、適格カテゴリーごとの充当額、充当額のうち既存プロジェクトへの支出に充当された金額、および未充当資金が発生する場合はその額を当社または当社グループ会社ウェブサイトにて開示（ローンの場合は貸し手に対して報告）します。

充当完了後も、充当状況に重大な変化があった場合には、当社または当社グループ会社ウェブサイトにてその旨を開示（ローンの場合は貸し手に対して報告）予定です。

2.4.2 インパクト・レポーティング

当社または当社グループ会社は、グリーン／ソーシャル／サステナビリティファイナンス実行による調達資金の残高が存在する限り、環境・社会改善効果を示す以下の指標を実務上可能な範囲で当社または当社グループ会社ウェブサイトにて開示（ローンの場合は貸し手に対して報告）します。

＜グリーンプロジェクト＞

グリーンボンド／ローン原則 適格カテゴリー	レポーティング項目例
再生可能エネルギー	• 対象プロジェクトの概要 • 対象プロジェクトによる年間 CO_2 排出削減量（出力規格に基づく理論値） • 発電設備の年間発電量（出力規格に基づく理論値） • 蓄電池の設備容量（理論値）
グリーンビルディング	• グリーンビルディング認証取得状況 • グリーンビルディング認証別・アセットタイプ別残高 • 冷凍・冷蔵設備を伴う場合、導入設備の概要（使用する触媒等）
エネルギー効率	• 対象プロジェクトの実行件数（年次ベース） • 対象プロジェクトの取扱累計額（年次ベース） • 対象プロジェクトによる年間 CO_2 排出削減量（理論値）
クリーン輸送	• EV、PHV、FCV および充電インフラの導入台数 • 対象プロジェクトによる年間 CO_2 排出削減量（理論値）

＜ソーシャルプロジェクト＞

ソーシャルボンド／ローン原則 適格カテゴリー	レポーティング項目例
必要不可欠なサービスへのアクセス	介護・診療等報酬債権ファクタリング • 対象プロジェクトの実行件数（年次ベース） • 対象プロジェクトの取扱累計額（年次ベース） 医療機器 • 対象プロジェクトの実行件数（年次ベース） • 対象プロジェクトの取扱累計額（年次ベース）

3.資金使途を特定しない場合：サステナビリティ・リンク・ボンド原則等に基づく開示事項

3.1KPI の選定

本フレームワークに基づき実行するサステナビリティ・リンク・ファイナンスについては、以下の KPI を使用します。

KPI	Scope1 および Scope2 における温室効果ガス排出削減率

当社グループは、2021 年 10 月に「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明し、当社グループにおける温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みの強化を進めています。また、温室効果ガス削減目標をパリ協定に準じて設定しており、脱炭素社会への移行を「機会」と捉え積極的に推進していきます。当社グループはグローバルに多数の拠点を有していることから、各国の制度や環境に合わせて対応する必要があるという点で、国内のみに拠点を有する企業に比べて取り組みの難易度が高く、また、拠点の構え方の観点でもテナントとして入居している拠点が大半のため手法が限られることが予想されます。

一方で、自社の温室効果ガス排出量の削減（Scope1,2 の排出量削減）への取り組みによって得られる知見は、顧客の温室効果ガス排出量削減（Scope3 の排出量削減）を進める際にも活用できることから、当社グループのサプライチェーンにおける脱炭素に取り組むうえで大きな足掛かりとなると認識しております。また、排出量の多寡にかかわらず、組織としての気候変動対応の姿勢を明確にする意味でも、Scope1,2 の排出量削減への取り組みは重要度が高いと認識しています。

従って、当社グループにおいて Scope1,2 の温室効果ガス排出量削減の重要度は高く、本 KPI の設定によりその進捗を測る意義は大きいと考えています。

＜定義＞

当社グループ（連結）を集計範囲とし、GHG プロトコルの算定ルールに基づき算出した Scope1 と Scope2 の合計の温室効果ガス排出量をもとに、2019 年度からの削減率を算定

＜実績＞

	2019 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
当社グループ連結 Scope1 および Scope2（マーケットベース）温室効果ガス排出量（t-CO_2eq）	11,292	10,055	7,757	6,574
Scope1 および Scope2（マーケットベース）における温室効果ガス合計排出削減率（%）（基準年度：2019 年度）	基準年度	11.0	31.3	41.8

3.2SPT の設定

本フレームワークに基づき実行するサステナビリティ・リンク・ファイナンスにおいては、以下の SPT を使用します。SPT は、パリ協定にて求められる水準を満たすように設定しています。また当社グループは、SPT の達成に向けて、従来から取り組んでいる省エネルギーやエコドライブの実施に加え、海外グループ会社も含めた「自動車の EV 化による電化・省エネ推進」「使用電力の再生可能エネルギーへの切り替え」など、さまざまな取り組みを組織横断で進めています。

SPT	2030 年度までに Scope1 および Scope2 における温室効果ガス排出量 55%削減に向けた、2025 年度以降の各年度の目標（基準年度：2019 年度）

当社グループは、2030 年度時点での目標に加えて、以下の通り、2025 年度以降の各年度における目標をあらかじめ本フレームワークにて設定しております。適用される SPT の目標年度および SPT の判定日については、各ファイナンス実行時の法定開示書類（債券の場合）または契約書類（ローンの場合）にて特定します。

年度	2019	2025	2026	2027	2028	2029	2030
SPT	基準年	30%	35%	40%	45%	50%	55%

なお、判定日が 2031 年度以降となる場合、本フレームワーク記載の 2030 年度目標と 2050 年度目標（CO_2 ネットゼロ）の間を線形補間した数値を SPT として設定することができます。但し、ファイナンス実行時点において当社グループが 2030 年度以後の目標を更新している場合、前述の線形補間した数値と新たに設定された目標（年限によっては線形補間により設定された数値とします）のうち、いずれかより野心的な数値を SPT として設定することを検討します。適用される SPT の数値および SPT の判定日については、各ファイナンス実行時の法定開示書類（債券の場合）または契約書類（ローンの場合）にて特定します。

3.3 債券・ローンの特性

SPT の達成状況により、本フレームワークに基づき実行するサステナビリティ・リンク・ファイナンスの債券・ローンの特性は変動します。変動内容は、各ファイナンス実行時の法定開示書類（債券の場合）または契約書類（ローンの場合）にて特定しますが、以下①「利率のステップ・アップ／ステップ・ダウン」または②「寄付」を含みます。

ただし、サステナビリティ・リンク・ファイナンス実行時点で予見し得ない状況により、KPI の測定方法・対象範囲、SPT の設定、および前提条件に重要な影響を与える可能性のある事象（M&A 活動、規制等の制度面の大幅な変更、または異常事象の発生等）が発生した場合には、変更内容の説明について当社または当社グループ会社ウェブサイト（債券の場合）または契約書類（ローンの場合）にて開示する予定です。

また、SPT の設定等に重大な変更があった場合、当社または当社グループ会社はこれら変更内容を踏まえた従来評価基準と同等以上の野心度合いの SPT を設定すること等について関係者と協議し、必要に応じて第三者評価機関よりセカンド・パーティー・オピニオンを取得する予定です。

① 利率のステップ・アップ／ステップ・ダウン

ステップ・アップの場合

SPT が達成された旨が記載された第三者検証済のレポーティングが判定日までになされなかった場合、判定日の直後に到来する利払日より償還／返済日まで（当該法定開示書類または契約書類に別段の定めがある場合はその期日まで）、ファイナンス実行時に定める年率にて利率がステップ・アップします。

ステップ・ダウンの場合

SPT が達成された旨が記載された第三者検証済のレポーティングが判定日までになされた場合、判定日の直後に到来する利払日より償還／返済日まで（当該法定開示書類または契約書類に別段の定めがある場合はその期日まで）、ファイナンス実行時に定める年率にて利率がステップ・ダウンします。

② 寄付

SPT が達成された旨が記載された第三者検証済のレポーティングが判定日までになされなかった場合、償還／返済日までに、サステナビリティ・リンク・ファイナンス実行による調達額に対して当該法定開示書類または契約書類において定める割合に応じた額を適格寄付先に寄付をします。適格寄付先とは、未達となった SPT の改善に関連する公益社団法人・公益財団法人・一般財団法人・国際機関・自治体認定 NPO 法人・地方自治体・国公立大学法人・学校法人・研究機関やそれに準ずる組織です。

寄付先については、償還／返済日までに必要な承認を得て決定します。

3.4 レポーティング

当社または当社グループ会社は、以下の項目についてレポーティングを実施します。レポーティング対象期間は、レポーティング日の属する会計年度の前会計年度です。レポーティング内容は、当社または当社グループ会社ウェブサイト上に開示（ローンの場合は貸し手に対して報告）します。

NO.	レポーティング内容	レポーティング時期
1	KPI の実績値	サステナビリティ・リンク・ファイナンス実行の翌年度を初回とし、判定日まで年次で開示
2	SPT の達成状況	
3	SPT 達成に影響を与える可能性のある情報（当社グループの非財務目標の更新等）	
4	SPT が未達で「寄付」を選択した場合の寄付額および寄付先	適時に開示

3.5 検証

当社または当社グループ会社は、KPI の実績に関し、判定日が到来するまで年次で独立した第三者から検証を取得する予定です。

以 上